平成24年11月8日宣告

平成24年(わ)第184号 殺人被告事件

判

主

被告人を懲役7年に処する。

未決勾留日数中90日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、実母のAが、平成24年3月頃から、毎日、意味の分からない言動を繰り返すようになり、同年4月末には、自力では立てなくなって、大便や小便も漏らすようになったため、将来を悲観していた。そして、同年5月2日、同女が急に大声で叫び出したことから、状態が益々悪くなったと思って絶望し、同女を殺そうと決意して、静岡県富士市a番地bハイツ浴室において、同女(当時67歳)に対し、その後頸部を手で押さえ付けて顔面を浴槽内の水に沈め、よって、その頃、同所において、同女を溺死させて殺害した。

(証拠の標目)

省略

(法令の適用)

罰 条 刑法199条

刑 種 の 選 択 有期懲役刑

未決勾留日数算入 同法21条

訴訟費用 刑訴法181条1項ただし書(負担させない)

(量刑上特に重視した事情)

母親と二人きりで生活し、20歳以降ほとんど職に就かず、自宅に引きこもりがちであった被告人が、母親の心身の状態が悪化するなか、将来を悲観し、その叫び声をきっかけに、絶望して犯行に及んだという経緯は理解できないものではない。しかし、

殺害という行為に及んだのはやはり短絡的といわざるを得ず、被告人は一定の厳しい 非難を免れない。

もっとも、自棄的であった被告人は、現在では自分の犯した罪の重さを自覚し、そ の罪を償い、出所後は、職に就き、自立して生きていこうとの姿勢を見せ始めている。 特段の犯罪傾向も認められず、再犯に及ぶ可能性も低い。

本件は、長年にわたる介護の果ての犯行とはいえないが、以上を踏まえると、被告 人の刑は主文の程度で足りるものと思われる。

(求刑 懲役13年)

平成24年11月8日

静岡地方裁判所沼津支部刑事部

裁判長裁判官 宮本孝文

裁判官 小松香織

裁判官 戸 取 謙 治